

答 申 情 第 1 9 1 号
令 和 7 年 2 月 2 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年2月16日付け文く安第44号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

第20回京都市路上喫煙等対策審議会の録音データの不存在による非公開決定事案（諮
問情第296号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和5年12月18日に、処分庁（担当部署 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課。以下同じ。）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「くらし安全推進課 第20回京都市路上喫煙等対策審議会の録音」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書は不存在であるため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年1月12日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

当該審議会の録音データは、摘録の素案の完成をもって廃棄したため。

(3) 審査請求人は、令和6年1月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、公開決定を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書

処分庁は、京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例（以下「路喫条例」という。）に基づき、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、路喫条例第7条の規定に基づき、路上喫煙等対策強化区域の指定その他路喫条例の施行に関する重要事項について審議等を行うために京都市路上喫煙等対策審議会（以下「対策審議会」という。）を設置している。対策審議会は、路喫条例を施行した平成19年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて開催を見送った令和元年度を除いて毎年度開催している。

処分庁は、対策審議会の開催中にICレコーダーを用いて対策審議会委員の発言内容などを録音し、対策審議会終了後、録音したデータ（以下「録音データ」という。）を基に摘録の素案を作成している。

なお、摘録については、対策審議会委員の確認が完了した後、対策審議会の当日資料とあわせて京都市情報館（京都市公式ホームページ）に公開している。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

処分庁において、録音データは、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条に定める別表のうち、公文書の区分7(3)「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」に該当すると判断し、保存年限を1年未満と定めている。

また、京都市公文書取扱規程（以下「規程」という。）第50条第2項において「文書管理責任者は、前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」とされており、廃棄に当たっては意思決定を要しない。

令和5年12月7日に開催した対策審議会においても、前記(1)で説明した手順で録音データを取得した。その後、処分庁の担当職員が、録音データを元に、対策審議会開催日から起算して概ね2日程度で摘録の素案を作成した。

処分庁においては、素案の作成後は、対策審議会委員の意向を最大限尊重して摘録を完成させるため、録音データを使用しないことから、摘録の素案の完成をもって録音データを保存する必要がないと判断し、廃棄した。

よって、審査請求人が本件請求を行った令和5年12月18日時点においては、本件請求に係る文書は廃棄済みのため存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

保有しているため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、令和5年12月7日に開催した対策審議会の際に録音したデータである。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件請求に係る録音データは、規則第9条の区分7(3)及び規程第50条第2項に基づき、摘録の素案完成後に廃棄しているため保有していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件請求に係る録音データを保有していると主張する。

ウ まず、規則第9条の区分7(3)では、決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がな

いと認められるものは保存年限を1年未満とする旨が定められており、規程第50条第2項では、保存年限が1年未満の公文書の廃棄に当たって意思決定を要しない旨が定められている。

エ 当審議会としては、本件請求に係る録音データは、あくまでも対策審議会の摘録の素案の基となるデータであり、規則第9条の区分7(3)に規定する決定行為を伴わない軽易な文書に該当するものとする。

オ 次に、当審議会において、対策審議会の公開・非公開の別を確認したところ、公開であるとのことであった。

併せて、仮に録音データの廃棄前に公文書公開請求があった場合はどのような対応をするのか処分庁に確認したところ、対策審議会の録音データの廃棄前に公文書公開請求があった場合は公文書公開決定処分を行うとのことであった。

カ 上記オを鑑みると、対策審議会自体が公開であり、公文書公開請求の請求時期によって、本件請求に係る録音データを保有していれば公開対応を行うということから、処分庁が本件請求に係る録音データを公文書であることを認識していることが認められる。

そのうえで、対策審議会が開催された令和5年12月7日から起算して概ね2日程度で摘録の素案を完成させたのちに録音データを廃棄しているため、本件請求日時点の令和5年12月18日には録音データが存在しないとの処分庁の説明は、時系列からしても特段不合理な点はない。

キ したがって、当審議会としては、本件請求に係る録音データを保有していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はなく、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 2月16日 諮問

3月11日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 1月17日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第9回会議）

2月21日 審議（令和6年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）